

公益社団法人埼玉県柔道整復師会 選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）の役員
の選挙に関し、必要な事項を定める。

(選挙事務の管理)

第2条 役員選挙に関する事務は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）が管
理する。ただし、選挙は、総会議長の指揮下で執行する。

(選挙の期日)

第3条 選挙は、総会において執行する。

第2章 委員会

(選挙管理委員の選任)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、各支部正会員の中から1名選出する
ことができる、選出された会員は会長が理事会の議を経て委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし但し再任は妨げない。委員の欠員が生じたときは補充
し、その任期は残任期間とする。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、10名以上15名以内で構成する。但し、9名以下となった場合に
は、再度互選を受け補充する。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって決する。

3 委員長は、委員会を代表し、選挙の管理ならびに選挙事務に関する業務を統轄する。
なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない。

2 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補の受付と告示
- (3) 告示選挙公報の作成及び交付
- (4) 選挙運動の統轄
- (5) 投票用紙の作成及び交付
- (6) 投票及び開票の管理
- (7) 候補者別得票数の確定及び選挙結果の総会議長への報告
- (8) 選挙結果の告示

- (9) その他役員選挙事務の管理に必要な事項
(委員の資格喪失)

第8条 委員が役員候補者となったときは、委員の資格を喪失する。

第3章 選挙の告示、候補者の届出及び候補者の告示

(選挙の告示)

第9条 委員会は、選挙の50日前までに機関紙への掲載又は郵送の方法により、次の事項を会員に告示しなければならない。

- (1) 選挙する役員の種類及び選挙の定数
- (2) 選挙の期日及び場所
- (3) 立候補の届出期間

(立候補の届出)

第10条 役員になろうとする者（以下「候補者」という。）は、20名以上の正会員の推薦を受け、前条の規定により告示された届出期間内に立候補届（第1、2号様式）により委員会に届け出なければならない。

2 前項の候補者は、5年以上にわたって会費を完納している正会員でなければならない。

(候補者の辞退)

第11条 候補者がその届け出後に候補者を辞退しようとするときは、第9条（3）により告示された候補者の届け出期間内に委員会に届け出なければならない。

(候補者の告示)

第12条 候補者は、氏名、支部名、会員歴、本会活動歴及び抱負等の記載文を委員会の定める方法により第9条（3）の期間経過後1週間以内に委員会に提出しなければならない。

2 委員会は前項の記載文を機関紙への掲載又は郵送の方法により、選挙の期日の20日前までに会員に告示しなければならない。

(候補者氏名等の掲載順序)

第13条 候補者の氏名等の掲載は、役員の種類ごとに区分して行うこととし、それぞれの区分における掲載順序は、委員会がくじで定める。

2 前項のくじは、あらかじめ委員会が指定する者が候補者に代わりくじを引くことにより行う。

(選挙運動)

第14条 選挙運動にあたり必要な事項は委員会が理事会の決議を経て定める。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

第15条 選挙は、総会会場において投票用紙により投票する方法（当日投票）及び定款第18条による書面による方法（期日前投票）により行う。

（選挙の開始宣言等）

第16条 総会議長は、前項の選挙を開始するときは、議場を閉鎖し、出席正会員及び議決権の数を確認して議場に報告した後、選挙の開始を宣言しなければならない。

2 前項の報告の後、選挙の開始宣言までの間にやむを得ない事情により会員が退場するときは、議長の承諾を得なければならない。

（投票用紙）

第17条 投票は、正会員1名につき候補者ごとに1票とし投票は無記名式とする。

2 期日前投票による投票用紙は、総会の議案とともに送付し、当日投票用紙は、総会当日委員が配布する。

3 投票用紙には、役員の種類、候補者の氏名をあらかじめ記載しておき当該氏名ごとに、投票欄を設ける。

4 前項の候補者の氏名は、第13条第1項に規定する順に記載する。

（投票用紙の管理）

第18条 委員は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2名以上の正会員に確認させるとともに投票を監視する。

2 委員は、投票が終了したときは、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管する。

（投票の方法）

第19条 投票は、役員の種類ごとに、選出しようとする候補者には（理事会において決定した理事ならびに監事の人数）○を付し、期日前投票は委員会に送付し、当日投票は所定の投票箱に投函することにより行う。

（無効投票）

第20条 次の投票は、無効とする。

（1） 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの

（2） 投票欄に理事会において決定した理事ならびに監事の人数を超える○印を付したものの

（3） 指定の方法以外で記載したもの

（開票立会人）

第21条 委員会は、正会員の中から候補者の推薦した開票立会人1名を選任しなければならない。

2 開票立会人は、開票作業の開始から終了まで開票作業に立会うことが出来る。また、立

会人には、期日前投票開票作業開始時間を伝える。

（開票）

第22条 委員会は、次により開票を行う。

- (1) 投票総数を確認する。
 - (2) 有効投票と無効投票の分類を行う。
 - (3) 候補者ごとに得票の集計を行う。
 - (4) 集計後、投票用紙は役員の種類別に整理し、保管できるよう取りまとめる。
- 2 期日前投票の開票は、総会前に委員会が行う。
 - 3 委員会は、本会の事務局の者に開票の補助をさせることができる。
 - 4 開票場には委員長の許可のある者以外の立ち入りを禁止する。

(選挙結果報告)

第23条 委員会は、開票が完了したときは、候補者別の得票数等を選挙結果報告書に取りまとめて総会議長に提出しなければならない。

(当選者等の決定)

第24条 総会議長は、前条の報告があったときは、有効投票の過半数を得た者のうちから役員の種類ごとに得票数の多い順に選挙の定数の枠に達するまでの者を当選者に、有効投票の過半数を得て選挙の定数の枠を超えた候補者のうち最多数の得票を得た者をそれぞれ決定し、議場の会員に報告しなければならない。

- 2 前項の処理において得票同数者がある場合の当選者は、総会議長がくじで定める。
- 3 選挙の結果、定数の枠に達しなかった場合、改めて役員選挙のための総会を開催する。

(選挙録)

第25条 委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作成しなければならない。

- 2 前項の選挙録は、役員の種類ごとに整理し、それぞれについて得票数の多い順に候補者を並べて得票数を記入した後、当選、次点を表示するとともに、鑑を付して綴り込み、鑑には総会議長ならびに選挙管理委員長が署名しなければならない。

(当選者等の告示)

第26条 委員会は、当選者を会員に告示しなければならない。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第28条 この規程のほか、役員選挙に関し、必要な事項は理事会に諮り会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成25年2月15日から施行する。(平成25年2月15日理事会決議)
- 2 この規程は、平成25年3月14日一部改正。(平成25年3月14日から施行)
- 3 この規程は、平成26年12月12日一部改正。(平成26年12月12日から施行)

- 4 この規程は、平成27年4月1日一部改正。（平成27年4月1日から施行）
- 5 この規程は、平成28年8月26日一部改正。（平成28年8月26日から施行）
- 6 この規程は、令和5年6月23日一部改正。（令和5年6月23日から施行）

|

|

役員選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、公益社団法人埼玉県接骨師会選挙規程（以下「規程」という。）に基づき役員選挙について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 規程第2章第6条に基づき選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を次のように定める。

- 2.役員候補者は委員に就任することはできない。
- 3.委員が正会員の資格を失った時は、会長はその委員を罷免する。
- 4.委員長は、委員を代表し事務を総理する。ただし、委員長に事故ある時は、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合を除き、委員の互選により委員長代行を決定する。
- 5.委員会は、委員現在数過半数出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(立候補及び候補者の推薦)

第3条 規程第12条の本文中「文書」には次の要件が具備されていることを要する。

- 2.推薦人（正会員）は、役員（理事候補者3名以内・監事候補者2名以内）の推薦人であること。
- 3.立候補を支持する20名以上の推薦人（正会員）の署名があること。
- 4.役員候補者として所信表明が明示されていること。
- 5.その他、選挙広報にある履歴や活動に関する事項など、選挙に関する規程上の要件が具備されていること。

(選挙運動の制限)

第4条 規程第14条に基づき、選挙の公明正大を期するため、又品位を汚さないため、次に掲げる事項を禁止する。

- 2.買収行為（金品の贈与等）
- 3.選挙妨害行為
- 4.個別訪問（立候補届出書を提出した日より選挙前日まで）
- 5.他の立候補者と共同して選挙事務所を開設し、選挙運動すること。
- 6.選挙広報以外に選挙運動に関しての文書を作成及び配布すること。
- 7.前各項に掲げる行為を会員以外の者に依頼すること。

なお、選挙活動において違反があった場合、選挙管理委員会の合議のうえ、口頭による注意、文書による注意、立候補届出書受理の取消をおこなうこととする。

(投票方法)

第5条 投票には、当日投票と期日前投票がある。

(当日投票)

第6条 当日投票の会員は総会会場にて投票する。

2.投票に際し、投票券専用封筒を受付に提示する。

3.投票は無記名式、候補者毎に投票する。

4.理事・監事に選出しようとする候補者には○を付ける。

但し○を付すのは理事会において決定した理事ならびに監事の人数とする。

5.投票所並びに投票用紙は委員会が定める。

(期日前投票)

第7条 当日投票できない会員は期日前投票をすることができる。

2.投票は無記名、候補者毎に投票する。

3.理事・監事に選出しようとする候補者には○を付ける。

但し、○を付すのは理事会において決定した理事ならびに監事の人数とする。

4.投票用紙を返信用の投票券専用封筒に入れて、選挙の前日まで必着で委員会へ返送する。

5.返送された投票用紙は、選挙管理委員会にて投票者の確認と記録をし、選挙当日まで管理する。

6. 期日前投票における投票券専用封筒の開封は、開封者が会員氏名を読み取れない状

態で行う。

(代表理事等の選任)

第8条 理事選出決議終了後総会を暫時休憩とし、その間に臨時理事会を開催して、会長1名、副会長2名以内を選定し、その結果を開会後の総会において報告する。

(内規の改廃)

第9条 本内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 本内規は、平成25年3月5日から施行する。

2 本内規は、平成25年3月14日一部改正。(平成25年3月14日から施行する)

3 本内規は、令和5年6月23日一部改正。(令和5年6月23日から施行する)